

## 春雨墓苑墓地諸手続きについて

	手続き内容	申請書・届出書	提出時	添付書類
1	墳墓等を設置しようとするとき (墓碑、付属する工作物の新・増設工事)	・春雨墓苑墓地 墳墓等設置届	設置前に	①見取図(正面、平面図) ※設置基準参照
2	焼骨等を埋蔵したとき	・春雨墓苑墓地 焼骨等埋蔵届	納骨後速やかに	・①～③のうちいずれかの1枚 ①火葬許可証(原本) ②火葬執行済証明(火葬許可証紛失の場合) ③改葬許可証(墓地移転等の場合)
3	使用権を承継しようとするとき	・春雨墓苑墓地 使用権承継許可申請書	使用者が死亡したとき	①使用許可証 ※紛失の場合は応相談 ②火葬許可証等の写し(使用者の死亡が確認できるもの)…1通 ※③で確認できる場合は不要 ③戸籍謄本等(使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの) ④承継者の住民票(本籍記載)…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要 ⑤同意書
			使用者が死亡したとき以外	①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要 ②戸籍謄本等(使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの) ③承継者の住民票(本籍記載)…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要 ④同意書
4	住所又は氏名を変更したとき	・住所等変更届	速やかに	①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要 ②新住所等変更された事項が確認できる公的書類(免許証、保険証等)の写し又は住民票等 ※現時点で瀬戸市内に住民登録がある場合は不要(同意書のみ記入)
5	使用許可証を損傷し汚損又は紛失したとき	・春雨墓苑墓地 使用許可証再交付申請書	速やかに	①使用許可証 ※損傷、汚損の場合
6	墓地を返還しようとするとき (墓地使用の必要がなくなったとき)	・春雨墓苑墓地 返還届 ・春雨墓苑墓地 永代使用料還付請求書	区画を更地にした後、速やかに	①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要
<b>【注意事項】</b>		① 申請に書類不備が判明した場合は、すべての書類を返送しますのでご了承ください。 ② 代理で申請書、届出書類を提出される場合は、原則委任状が必要です。		